

生駒市議会議員政治倫理要綱

(平成2年12月6日
全員協議会決定)

(目的)

第1条 この要綱は、生駒市議会議員（以下「議員」という。）が、主権者たる市民の厳粛な信託を受け、法の精神にのっとり、市民全体の奉仕者としてその倫理性を自覚し、公正、誠実かつ清廉を基本として、厳しい倫理意識に徹して積極的に活動し、市政の発展に寄与することを目的とする。

(遵守事項)

第2条 議員は、次に掲げる事項を遵守する。

- (1) 市民全体の利益の実現を目的として行動すること。
- (2) 地方自治の本旨にのっとり、公正な議会運営及び適正な市政を確保するため、議員本来の責務を全うすること。
- (3) 自らの行動を厳しく律し、議員としてふさわしい品位と識見を養うこと。
- (4) 公正でかつ清廉な選挙運動及び政治活動を通して、市民の支持と信頼を培うこと。
- (5) 政治倫理に反する行為として、政治的又は道義的批判を受けたときは、誠実に疑惑を解明すること。

(申合せ事項)

- 第3条** 議員は、政治倫理の確立のため、次に掲げる事項を申し合わせる。
- (1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）及び政治資金規正法（昭和23年法律第194号）を遵守し、特に寄附及び虚礼を廃止することにより、金のかからない政治の実現と選挙の公正確保に資する。
 - (2) 直接又は間接を問わず、公の利益に反する組織又は団体に関与しな

い。

- (3) 市が行う許認可又は請負その他の契約に関して、議会の会議以外で関与しない。また、特定の企業、団体又は個人のために有利な取り計らいをしない。

- (4) 議員の配偶者又は1親等の血族が経営に参画し、かつ、市に対する請負額又は納入額が市の総請負額又は総納入額の10パーセントを超える企業又は団体の役員にならない。

- (5) 前号の企業又は団体及び公共の団体を除き、市に対し請負し、若しくは物品その他の納入を行う企業又は市から補助を受けている団体の役員にならない。

- (6) 議長及び副議長並びに常任委員長の選任後、速やかに署名押印の上、この要綱を遵守する旨の誓約書（別記様式）を議長に提出する。
(審査の請求)

第4条 議員が前2条の規定に違反した疑いが生じたときは、理由を付け、議員6人以上の連署をもって、議長に審査を請求することができる。

- 2 前項の規定による審査の請求は、文書でもってしなければならない。
(政治倫理審査会の設置)

第5条 議長は、前条の審査の請求があったときは、生駒市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとする。

- 2 前項の規定により審査会を設置するに当たっては、議員定数の2分の1以上が出席する全員協議会において、3分の2以上の者の同意がなければならぬ。

(違反措置)

第6条 議長は、審査会での審査の結果、政治倫理に反する事実があることを認める議員に対し、次に掲げる措置を採ることができる。

- (1) 要綱を遵守するための警告
- (2) 議会への出席自粛の勧告

(3) 議会役員の辞職勧告

(4) その他審査会が必要と認める措置

2 前項の措置については、議員の3分の2以上が出席した全員協議会において、4分の3以上の者の同意がなければならない。

(要綱の改廃)

第7条 この要綱を改廃しようとするときは、議員の定数の2分の1以上が出席する全員協議会において、3分の2以上の者の議決を要する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、施行について必要な細則は全員協議会で定める。

附 則

この要綱は、平成3年1月1日から施行する。

別記様式 (第3条関係)

誓 約 書

わたくしは、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを堅く誓います。

わたくしは、生駒市議会議員として地方自治の本旨を体するとともに、生駒市議会議員政治倫理要綱を遵守し、市民全体の奉仕者として公正で誠実かつ清廉な政治活動を行うことを堅く誓います。

年 月 日

生駒市議会議員

殿

住 所 生駒市

氏 名

印